

議案第29号 交野市職員分限懲戒審査委員会条例の制定について

1. 条例制定の目的

今般の内部通報の件に関する一連の事情を踏まえ、職員分限懲戒審査委員会をより公正な組織とすべく、現行では市職員の委員のみから構成される同委員会に外部有識者委員を導入するため、同委員会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関とするもの

2. 主な条例の内容

条項	主な内容
第1条	(設置) 職員の分限及び懲戒処分の公正を期するため、市長の附属機関として職員分限懲戒審査委員会を置く。
第2条	(所掌事務) 委員会は、市長の諮問に応じ、職員に対する次の事項について審査し、その結果を報告する。 ▶地方公務員法第28条第1項の規定による職員の意に反する降任又は免職 ▶地方公務員法第29条の規定による懲戒処分

議案第29号 交野市職員分限懲戒審査委員会条例の制定について

条項	主な内容
第3条	(組織) ▶委員数:7人以内 ▶委員構成: ①副市長、教育委員会教育長、総務部長及び総務部次長 ②弁護士、学識経験者その他適当と認められる者から市長が委嘱する者 ③(特に必要がある場合)委員長が指名する職員
第4条	(委員長)
第5条	(会議) ▶定足数:委員(※)の3分の2以上 (※)除斥委員・(外部有識者委員の出席を要しない会議の場合)外部有識者委員を除く。 ▶会議の除斥事由:委員が事案の当事者又は配偶者等であるとき等 ▶外部有識者委員の出席する会議: 審査の複雑・困難度等を考慮して委員長が必要と認める事案の会議のみ
第6条	(意見の聴取等)
第7条	(守秘義務)

議案第29号 交野市職員分限懲戒審査委員会条例の制定について

条項	主な内容
第8条	(庶務)
第9条	(委任)

3. 外部有識者委員

▶任期：2年（再任可）

▶報酬：日額20,000円

※交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正（本条例附則第2項）

▶委員数：2人を想定。大阪弁護士会に推薦依頼予定

▶出席する会議：審査の複雑・困難度等を考慮して委員長が判断

この判断は、令和8年度一般会計補正予算案（第1号）に委託料を計上している「ハラスメント防止制度等に係る弁護士アドバイザリー業務委託」における弁護士の助言に基づくものであることを想定

4. 施行期日及び準備行為

令和8年7月1日から施行する。

条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年6月定例会

	議案の 件名	議案第29号 交野市職員分限懲戒審査委員会条例の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
職員分限懲戒審査委員会に外部有識者委員を導入するため、同委員会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市長の附属機関とするもの		府内では、大阪府、大阪市、堺市その他一部の自治体において、職員の懲戒処分等に関する諮問機関の委員に弁護士等の外部有識者を起用している。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
		560					560
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
職員の懲戒処分等は内部的な行為であり、その性質上、庁内の事情に通暁している市職員の委員による審査に適するものではあるが、第三者的かつ専門的な外部有識者委員を加えることにより、職員分限懲戒審査委員会をより公正な組織とし、対応していく必要がある。		令和8年度一般会計補正予算案（第1号）において、委員報酬560千円（20千円×14回×2人）を計上しており、次年度以降の予算においても同様に計上していくことを想定している。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
<p>今般の内部通報の件に関する一連の事情を踏まえ、市職員の委員のみで構成されている職員分限懲戒審査委員会に外部有識者委員を導入し、同委員会をより公正な委員会とすることが望ましいと判断するに至った。</p> <p>なお、外部有識者委員の推薦に向け、現在、大阪弁護士会との相談等を実施中である。</p>		まちづくりの目標	目 標	—			
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
		施策	施 策	その他			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		令和8年7月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		総務部	人事課	有 ・無（条例概要資料等）			

附則第2項関係 交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）新旧対照表

新			旧		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬額	費用弁償額	区分	報酬額	費用弁償額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助金等評価審査委員 会委員長及び副委員長	〃 12,000 円	〃	補助金等評価審査委員 会委員長及び副委員長	〃 12,000 円	〃
同委員	〃 10,000 円	〃	同委員	〃 10,000 円	
職員分限懲戒審査委員 会委員	〃 20,000 円	〃	附属機関の長	〃 11,500 円	〃
附属機関の長	〃 11,500 円	〃	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)			
備考 (略)			備考 (略)		